

國有財產法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

- 國有財產法の一部を改正する法律案
 - 作業会計法を改正する法律案
 - 燃料局特別会計法を改正する法律案
 - 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
 - 國有林野事業特別会計法案
 - 労働者災害補償保険特別会計法案
 - 公債金特別会計法外四法律の廢止等に関する法律案
 - 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
 - 労働者災害補償保険法案
 - 健康保険法の一部を改正する等の法律案

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)
午後一時二十六分開會

して、其の趣旨に則り必要と認めらるる部分の改正を行ひますと共に、國有

は處分を致すことに明定致しました、一方總輔大臣としての大藏大臣は、必

必要が生じた場合のみに限定することと致しまして、借受人は之に依つて生

財産の管理又は處分に付きまして現行國有財產法施行以來の實績に徴し、且つ新しい事態に即應致しまして之を一

要のある場合は所管廳の行ひまする國有財産の管理又は處分に付き、隨時報告を求め、實地監査を行ひ、又に閣議告

じた損害に付き賠償を求めることが出来ますが、此の請求を受けた當該財産の所管廳は、之を會計検査院の審査に

層厳正適實に行ふ爲に現行國有財產制度に付きまして應急的措置として必要最小限度の改正を加へようと致すものでござります、更に諸般の要請に合致する國有財產制度を創る爲、現行制度に根本的内改訂を加へることによること

るの決定を経まして、必要な措置を求める等、其の総合調整を圖り得ることと致したのであります、第二は國有財産を譲又は無償貸付をする場合は、結局物を通じて豫算を執行すると同様の旨も、(略)上手に説明しておられました。

附する事が出来ることと致したのでござります、次に賣拂代金等の延納に付きましては、公共團體又は教育若しくは社會事業を營む團體に付てのみ五年以内の範圍で之を認めることと致し

に根本的本根詰るかへすして、之に基きまして關係法制を急速に整備しなければならない實情でござります、之に付きましては内閣に國有財産法制調査會を設置致しまして、國有財產に関する法制の答義をそなへて置く所によ、其の手続

結果と相成りますので、是等は総て法律に依らなければならぬことと致したのであります、併しながら無償貸付に付きましては、其の相手方及び用途に依りましては、國有財産運用上、現

る財産處分上の措置として、必要と認められるに依るものでござりますが、併しながら此の場合に於きましては當

委員長 男爵北大路信明君
副委員長 子爵秋田 重季君

○政府委員(北村德太郎君) 本委員會に付託と相成りました「國有財產法の一部を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、國有林野事業特別會計法案、労働者災害補償保險特別會計法案、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案、企業再建整備法等の一部を改正する法律案」に付きまして提案理由の御説明を申上げます、先づ初に國有財產法の一部を改正する法律案に付きまして説明を致します、國有財產法は國有の不動産其の他一定の動産及び権利を管理し又は處分する爲に必要な規定を定めた法律でござりますが、新憲法の實施に伴ひま

なさむとするものであります、以上は此の改正法律案を提出致しました理由の骨子であります、本法案の内容に付きまして主な點に關して極めて其の概要を申述べようと思ひます、國有財産所管廳の行ふ管理及び處分の權限並に國有財產事務の總轄大臣である大藏大臣の總轄事務の内容に關する事項でござります、之に付きましては、現行法の規定は明確を缺く謬びがござりまするので、國有財產中公共用財産、公用財産及び營林財產に付ては、其の維持、保存及び運用は、それ／＼の所管廳で之に行ひまするけれども、雜種財產に付きましては、法律で定める場合の外は、總て國有財產の總轄大臣である大藏大臣が之を管理致しまして、又

る爲必要のある場合は、之を爲し得ることと定めたのでござりますが、借受後その使用状況其の他管理が良好と認められない時は、此の契約を解除することと致したのであります、尙無償貸付をしたものに付ては、内閣に於て之を翌年度開會の國會の常會に報告するのであります、次に國有財産の交換に付きましては、之を土地及び建物以外の土地の定著物に限つて國又は公共團體が公用用、公用若しくは公益事業に供する爲必要ある時に、之を他の同一種目の物件と交換をなし得ることと限定を致したのであります、次に國有財産に係る貸付契約の解除を行ひ得る場合も、國又は公共團體に於きまして公用用、公用若しくは公益事業に供する爲

ます、次に國有財産に關する報告に付
きましては、國有財產賄減總計算書は
毎年度、國有財產現在額總計算書は毎
五年毎に議會に報告して居たのであり
ますが、國有財產の現況を常に明確に
して置く爲、今後は國有財產現在額總
計算書を毎年度國會に報告することと
致したのでござります、次に國有財產
法制調査會に關しまして、此の調査會
は國有財產制度を根本的に檢討し、之
に關する法制を急速に審議立案するも
のでありますて、委員は審議の促進を
圖る爲少數とし、會長を加へて七名以
内と致したのでござります、調査會で
作成した法律案は内閣に於きまして、
之を次の國會の常會に提出することと
致したのでござります、次に乍業會計

卷之三

卷之三

卷之三

法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案及び造幣局事業は、從來それゝ、業及び造幣局の事業は、從來それゝ、計法の一部を改正する法律案の三件に付て、一括御説明申上げます、專賣局及び印刷局の事業、アルコール專賣事業及び造幣局の事業は、從來それゝ、作業會計法、燃料局特別會計法及び造幣局特別會計法依りまして經理されて居り、且何れも同性質の事業であります、是等の會計に於きましては、又特別會計としての獨立性が十分でなく、例へば固定資本及び置換運轉本は、是等の會計で自ら支辨することなく、専ら一般會計に於て支辨して參つたと云ふやうな事情であります、又其の經理の方法も概ね現金の收支を中心とする建前であります、唯損益計算に於て複式簿記法に依る計算を加味して居る状況であります、本來の企業的運營の状況を把握するに十分でなかつたのであります、従ひまして今次の改正に於きましては、一面設備費等の資本的支出を、是等の會計の負擔とすることと致すと共に、其の財源も亦是等の會計に於て起債し得ることと致しまして、獨立して採算し得る基礎を作ると共に、他面國有鐵道事業特別會計等に於けると同様、所謂發生主義の原則に依りまして經理せしめることと致したのであります、次に國有林野事業特別會計法案に付て申上げます、是は今般所謂林政の統一に依りまして内地、北海道の國有林の外、從來の御料林も一體として運營せられることと相成つたのでござりますが、此の機會に於きまして、從來一般會計に於て運營せられて居りました國有林野の事業を、企業的に經理することが適當と考へられまするので、茲に特別會計を設

方法に付きまして、所謂變生主義の原則に依りまして、財産の増減、移動を現金の收支に依らず、其の發生の事實に基いて經理することと致し、以て其の經營の成績及び財政状況等を明かならしめようと致すものでござります、次に労働者災害補償保險特別會法案に付て申上げます、今回別途提出するのに適當と存せられますので、此の勞働者災害補償保險法に基きまして、國が管理致します労働者災害補償保險事業に付きましては、其の性質上特別會計を設置致しまして、之を經理するのが適當と存せられますので、此の特別會計法案を提出致しました次第でございます、最後に公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案の、(3)借入金の借入に關するもの等でございますが、先づ特別會計の廢止に關するものに付て申上げます、是は現行特別會計の中、比較的其の存續の意義の稀薄になりました公債金、爲替金、易調整、特殊財資資金及び學校の五特別會計を廢止致さむとするものでござります、尙學校特別會計の廢止に伴ひまして、諸學校の震災、復舊營繕費に付て、特段の定めをなした法律の規定も無用と相成りますので之を廢止致しました、又從來の大學生及び學校資金に付きましては、其の中現金及び有價證券の形になつて居りますものに付きましては、今後之を一般會計所屬の資金とし、又學校に對する獎學を目的とする寄附金に付て委任經理の方法を殘すことと致したのであります、次に特別會計法の一部改正等に關するものであ

りますが、其の中先づ第一は、今回別途提出致しました財政法案第六條に於て、歳計剩餘金の二分の一以上を公債及び借入金の償還に充當することと致しましたのに伴ひ、從來歳計剩餘金に依る公債、借入金の償還に關する規定のありました國債整理基金特別會計法の其他關係法律の規定に所要の改正を加へることと致しました、第二は、勞動基準法案に伴ひまして、勞働者の災害補償に關する制度の改正がありましたとの健康保險の積立の現狀に鑑みまして、其の一部を勞働者の爲の福祉施設費に充てる途を拓くことと致しましたので、厚生保險特別會計法に所要の改正を加へることと致しました、第三は、食糧管理及び薪炭給給調節の兩特別會計に於ける事業の運營を圓滑にする爲、其の所要資金を賄ひます爲に、兩會計に於ける證券の發行又は借入金の借入の限度額を増額致す爲、兩特別會計法の一部に所要の改正を加へることと致しましたのと、帝國鐵道及び通信事業の兩會計の業務勘定に於ける昭和二十一年度の追加經費又は帝國鐵道會計に於ける歳入不足補填の財源に充てる爲借入金の増額を必要と致しましたので、昭和二十一年法律第五十五號に規定する借入金の借入の限度額を増額する等所要の改正を加へることと致したのであります、第四は、疊に緊急勅令に基きまして、臨時軍事費特別會計を廢止し、其の後に於ける處理は、一般會計に於て行ふことと致したのであります、が、將來此の整理上必要となるべき公債及び借入金をなし得る途を於ける國庫金出納上の不足を補ふ爲に借入金となし得ることに致さうとする

ものであります、次に企業再建整備法等の一部を改正する法律案に付き説明致します、企業再建整備法の実施に付きましては、此の程資産の評価基準、未拂込株金の徴収方法等に關する要綱も定りまして、今後^一、具體的實行の段階に入ることに相成つたのであります、併し已むを得ない種々の事情に依りまして、法律の具體的實施が當初の豫想より若干遅れることになりました結果、其の後の新たな事態に應じ、又評價基準等の決定に伴ひまして、企業再建整備法及び會社經理應急法に若干修正を必要と致します點を生じましたので、本法案を提案致した次第であります、次に、此の改正案の主要な點に付て御説明を致します、改正の第一點と致しましては、特別經理株式會社の特別損失を負擔し、減資すべき資本金を、指定時、即ち昨年八月十一日午前零時現在の資本金とし、指定時後、新たに増資をした場合の新資本には、特別損失を負擔せしめないことを明示することであります、即ち最近特別經理株式會社の中には所要の事業資金を調達する爲増資をしようとするものがありますので、特に此の點を明かにすることが必要が認められるに至つたのであります、第二は、特別經理株式會社の資產を承繼します處の第二會社は、從來は新設會社に限られて居りましたが、其の範圍を擴張して特別經理株式會社の資產の出資又は譲渡を受ける爲、其の資本を倍額以上に増加する會社をも之に加へまして、斯かる會社も第二會社として、其の増資手續等の簡易化を圖ることであります、第三は、特別經理株式會社に對する指定時以前の原因に基く債權即ち舊債權の中には、在

の性質上一般的の舊債權と同様に、一律に取扱ふことの必ずしも適當でないものがありますので、命令を以て別段の定をなし、一般の舊債權と若干異なる取扱をなし得るやうにすることあります、第四は、第二會社設立等の場合に於ける特別經理株式會社の指定時後的新債務の承繼、或は特別經理株式會社の合併、資本の減少に付きまして、整備計畫の認可のありまして後に、債權者に異議の申立の機會を與へ、以て債權者の保護を圖ることであります、第五は、特別經理株式會社の減資しながら場合を明かにし、更に資產の評價換に依る評價益、資產の譲渡益等に對する免稅の規定を明確にすら等、資產は評價基準、未拂込株金の徵收方法等の決定に伴つて、必要な若干の改正を行ふことであります、第六は、特別經理株式會社の事業年度の延長でありますゝ即ち整備計畫の認可があり、特別損失の額が定つて債權債務關係の整理確定致します迄の間は、會社の經理上未確定の要素が少くなく、假令決算を致しましても、後に更正を必要とすることとなりますので、此の間に於て通常通り決算を致しますことは甚だ困難であります、そこで指定時、即ち昨年八月十一日から、整備計畫の認可等のあります日迄を一つの事業年度として、其の間に到來する會社の決算期の決算は、之を省略せしめようとするものであります、第七は、特別經理會社でない會社であります、戰時補償特別税を課せられ、又は在外資産を有する會社は、再建整備上必要な場合に於きましては、特別經理會社と同様に、整備計畫の認可を申請

することが出来るものとし、認可を受けました場合には、其の整備計畫は特別經理會社の整備計畫と同様の效力を有するものとして簡易な手續に依つてそれを實行することが出来るやうにすることあります、最後に指定時後、特別經理會社が舊勘定に於て資產を處分した場合に、其の處分代金を新勘定の事業經營の爲使用し得る途を拓き、又指定時後、整備計畫の認可のあります迄に解散、合併、或は組織變更をすることになつた特別經理會社の新勘定及び舊勘定の取扱其の他に關しまして、特例を設けることが出来るやうに會社經理應急措置法の一部を改正することと致して居るのであります、以上八法律案に付提案の理由を説明致しました、何卒速かに御審議の上御賛成あらむことを切に希望致します。

た、尙此の制度の運営の民主化を期す爲、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者各々同數を以て組織する労働者災害補償保險委員會を設置して、此の事業の重要事項を審議し、又は政府の諮問に應じて自ら建議をすることと致したのであります。次に保険關係の成立は、任意適用事業に付ては、使用者の意思に依つて加入を認めるばかりでなく、從業労働者の過半數の意思に依つて加入し得る途を規定したのであります。之に依つて、此の法律の效果を一層深めることが出来るものと考へられるのであります。保険給付の範圍は、労働基準法に規定する災害補償の内で、療養補償に付ては、其の費用百圓を超える部分とし、休業補償に付ては、休業七日を超える部分とし、其の他の労働基準法と同額とし、労働者、遺族又は労働者の死亡當時其の收入に依つて生計を維持した者に、直接支給することと致して居ります。更に労働者の福祉を圖る爲に、外科後廻置、義肢の給與、保養所、災害病院の設置、職業補導施設等、業務災害に關して必要な保険施設を行ふこととしたのであります。保険料は、此の保険の性質上、使用者の全額負擔と致しまして、其の徵収に付ては、保険經濟維持の點を考慮して、特に概算にて前納させ、年度の終りに精算する方法を取つたのであります。次に保険料率は、同種産業に付ては、同率の保険料率を適用する建前を執つて居りますが、特に當時三百人以上の労働者を使用する工場、事業場等に於て、安全管理が優良の爲、災害率の低いと認められるものに付ては、當該保險料率より低い保険料率を適用するこ

とし、又逆に安全管理不良で災害率の高いものに付ては、高い保険料率を適用して、災害豫防を促進したいと考へて居ります、保険審査機関としては、紛議のある場合、迅速に簡易審判をする爲に、各都道府縣に民主的な保険審査官を置きまして、保険審査官は審査の請求のない場合でも、必要のある場合には職權で審査をすることが出来ることとしたのであります、以上此の法案の提案の理由及び其の概略に付て簡単に説明申上げた次第であります、詳細は御質問に應じて御説明申上げたいと思ひます、次に健康保険法の一部を改正する等の法律案に付て提案理由を御説明申上げます、今般労働基準法の制定に伴ひまして、同法に規定せられました事業主の災害補償責任は、労働者災害補償保険を創設致しましたので、健康保険法並に厚生年金保険法にそれゝ所要の改正を加へることになつたのであります、即ち健康保険に於きましては、業務外の事故にてのみ保険給付することとし、厚生年金保険に於きましては、業務外の事故及び業務上の事故に付きましても、労働者災害補償保険に依つて給付を受けする一定期間を経過しました後は、給付するやうに致した次第であります、以下各項目に付て御説明致します、健康保険に於きましては、從來一定の報酬を超ゆる職員に對しましては、強制被保険者から除外して居つたのであります、保険給付に付きましては、被保険者の家族の死亡に對しましても、又労働者及び職員に對しましても、同一の處遇をするやうに致したのであります、保険給付に一率に強制被保険者とし、族葬料を支給することとし、傷病手

當金は、其の支給を開始した日から起算して、六ヶ月又は一年を支給することと致したのであります、厚生年金保険に於きましては、被保險者であつた六ヶ月未満の期間も被保險者期間とし、又同一事業所に於きまする勤続加算を廢止致したのであります、保険給付に關しましては、養老年金の受給資格期間に達し資格を喪失した者に對しましては、其の喪失の際證書を交付し、其の支給は規定の年齢に達しました時から開始するやうにし、障害年金又は障害手當金に付きましては、其の受給資格期間は六ヶ月以上と改め、其の額に付きましては、最終三ヶ月間の平均報酬額を基礎とするやうに致したのであります、又遺族年金の額は養老年金に付きましては、被保險者の資格期間六箇月以上の者に對して支給するごとし、又一年の待期は廢止致したのであります、結婚手當金又は既婚女子の特別脱手當金は廢止致しましたが、從來既に被保險者であつた女子に對しましては、特別な加算を認めまして、其の均衡を圖つて居る次第であります、尙保険事業の民主的運営を圖る爲に、健康保険及び厚生年金保険のそれぞれに付て保険委員會を設け、事業の圓滑な運営を圖るやうにし、又保険給付の決定に不服ある場合の審査機関として保険審査官を設けまして、迅速上御決定あらむことを希望致します

生省兩方一緒に致しまして、御質問を願ひたいと思ひます
○子爵齋藤齊君 健康保険等の改正案に當りましては、強制適用の範圍を擴大されて居られるのであります、即ち從來幾らでしたか、以前は千八百圓でありますましたが、其の後少し改正されまして居りますが、或一定限度以上の報酬を持つて居る者は、強制適用から除外されて居つたのであります、今回是が強制適用の範圍の中に入つて居るやうであります、是等に對する標準報酬はあります、どう云ふことになつて居りませうか、伺ひたいと思ひます
○政府委員(友納武君) 健康保険の標準報酬は、勅令で定めることになつて居りますが、只今の所は、物價の情勢の變化に依りまして、實際に定めます時には如何様になるか決定して居りませぬが、只今の所では最高二千圓、さうして區分けは百圓と云ふ風に考へて居ります
○子爵齋藤齊君 現在の此の保険の対象となります被保險者の報酬は、最高の者は幾ら位の者がありませうか
○政府委員(友納武君) 対象になります被保險者の報酬に付きましては、色々な調査がある譯でありますが、厚生省の正式な調査と致しまして、平均報酬が昨年の十二月末に於きまして、九百何圓と云ふことになつて居ります
○子爵齋藤齊君 先日も行はれました待遇改善の要求が、労務者間から折々話に依ります九百圓を標準に置かれるは、平均給千二百圓が基準になつて居ると思ひます、従ひまして、只今の御話の結果、官廳勞働者に於きましては、待遇改善の要求が、労務者間から折々話に依ります九百圓を標準に置かれるところ云ふことは、少しく低きに過ぎはしませう

○政府委員(友納武君) 御尤もな御質問でございまして、我々としても其の標準報酬の中には、基本的給料の外に、年何回に分つて支給されます臨時的な給與も入つて居りはしないがと存ずるのであります、さう云ふ點を考慮すれば、益々千二百圓と云ふのは少しきに失るというやうな感じが致します、又此の労働者災害補償保険法案等に依つて受けます給付の額は、必ずや標準報酬の何割と云ふような所に標準を置かれるのだと思ひますけれども、其の關係を見ても少しく金額が少いのではないかと思ひます、此の點何等か國が補償するから此の程度で宜いのだとか、何とか言ふ理窟があるのでありますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(友納武君) 先程申上げましたやうに、實際の勅令で決めます場合には御意見の點も參照を致しまして、適正な標準俸酬を決めて行きたいと考へて居ります。

○子爵齋藤齊君 労働者災害補償保険法案の中で、今回土木、建築その他の工作物の建設改造等に從事するものが拾はれて居るのであります、是は從來からも斯う云ふ労働者を保険に獲得すると云ふことが、困難であると云ふことから、今迄勞働立法が、なか／＼保険業者にはむづかしかつたと云ふことを承知して居りますけれども、今回改訂に依りまして、此の點果して確實に此の保険に獲得出来るのであります。せうか、其の點伺つて見たいと思ひま

點非常に慎重留意しなければならぬと思つて居りますが、御趣旨通りに土木建築業其の他に付いては、之を實際に拾ふと云ふことは、非常に困難なるである譯であります、併し先程提案の理由に御説明申上げましたやうに、土木建築業に關する色々な事業と申しますものは、危險率が相當高いのでありますまして、成るべく廣範圍に危險率の高いものに付ては、強制適用すると云ふやうな建前を探りましたので、色々な點を勘案致しまして、可能な最大限に擴めて規定致して居るのであります、實際に付きましたて、此の點實施に付ては非常に留意を要すると思ひます。

○子爵齋藤齊君 尚重ねて伺ひたいと思ひますが、此の保険料の徵収に關しても、事業者が全部負擔すると云ふことになつて居りますが、被保險者が障害を受けました時に、其の者が果して此の労働者災害補償保険法の被保險者であると云ふことの確認はどう云ふことで出て來ますでせうか

○政府委員(友納武君) 御質問の趣旨が能く了解出來ませぬので、或は見當違を申上げるかも知れませぬが、勞働基準法に依りまして、所謂勞働基準法の適用を受ける労働者を此の法律に於ても労働者と呼んで居ります

○子爵齋藤齊君 私の申上げたいのは労働基準法で以て、労働基準法の適用を受けます労働者と云ふのが、はつきりして居るのかどうかと云ふ點に懸つて居るのであります、併し

それは大概カード・システムでグループランがよくやつて居りますが、矢張り其の日のカードをずっと整理してしまして、其處で保険契約者の数を確定して行くと云ふことを土木業者と特別の打合せをしまして、勿論斯う云ふ大企業契約者、それから保険の事業者との間の了解も要りますし、信用も土臺になつて來るのであります、是は其の間にさう云ふ風にしてちゃんと間違はない運用が出來ると云ふやうに考へて居ります、民間の保険事業でもさう云ふ問題が起るやうであります。

生年金保険の方に行くのでありますから、其の給付の額は全く同じでありますせうか。
○政府委員(岩瀬繁一君) 厚生年金の給付は七年目から始まる譯であります
が、其の額は提案の理由を御説明申上げた際にも申上げましたやうに、怪我をしての程度に應じまして其の四箇月を支給したり、或は五箇月分を支給したいと斯様に考へて居ります。
○子爵齊藤齊君 此の給付に對する資格の期間は六箇月と云ふことになつて居りませうか、さう致しますと例へば結核の場合に於て、其の六箇月の間に、結核が發生したと云ふやうなものはむづかしいと思ひますが、其の點どう云ふ風になりますか。
○政府委員(岩瀬繁一君) 資格期間の點に付きましては、現行法に付きましたても、障害の程度の認定を致します際に、業務外に付ては三年以上となつて居りますが、今度の改正に於きまして、それを六箇月に短縮する譯であります。が、癱瘓の程度の認定を致しますが、過去に於て半年以上被保険者であつたことを要すると云ふことにまち取扱ふ譯であります。
○子爵齊藤齊君 只今の御答辯に依りまして、大體了承致しましたけれども、結核の如きのものは、是は國民的問題でありまして、唯單に労働者だけの問題ではない、且又労働に依つて結核が深まつて行くと云ふやうな場合あると存じます、此の點御留意戴きま

して、結核に對しては、今の御答辭の如きの方が寧ろ宜いのではないかと云ふ風に感する次第であります。此の點厚生省の方ではどう云ふ風に御考になつて居りませうか、他の結核の問題も厚生省の御主管になつて居るのであります。其の點一應尙つて置きたいと思ひます。○政府委員(岩瀬繁一君) 御指摘のやうに結核が業務上の病氣であるかないか、或は又結核に依りまして働くことでも出來ぬやうな状態になつて居る業務上の癪疾であるかどうかと云ふ點に付きましては、隨分御指摘のやうにむづかしい問題が其の間あらうかと存じます、唯實際問題の取扱と致しましては、被保險者が働いて居りまする際の關係でありますとか、色々の關節の諸點を綜合して考察致しますれば、必ずしも不可能ではなからうかとと思ひまするし、尙其の認定に付きますては御趣旨の點も十分考慮に入れまして取扱つて參りたい、斯様に考へて居ります。

やうな鐵道通信のやり方ではない譯であります。それで、從來の勞災のやり方と同じやり方であります。

○子爵齋藤齊君　勞災のみでなく、私は厚生年金に付ても、同つて見たいと思ひます、此の點……

○政府委員(石原周夫君)　同じであります

數字的に計算致しますれば、殖えて参る譯でありまするが、一面業務上の分に付きましては、最初の六年分の給付に付て、是が厚生年金の方から災害補償保險の方に移る譯でありまするしそれとも睨合せ、勞々障害給付と云ふものの年金保險に於ける給付の全體の額に比べました場合の割合が極めて小さないと云ふやうな點から、障害給付に付

ふ風になつて居つた譯であります
が、今度は之を二階級に分けまして、
怪我の程度に依りまして五箇月分のもの
のと四箇月分のものと斯う云ふ風に致
したいと考へて居ります。
○子爵齊藤齊君 私は前議會の時から
大藏當局に御話して居るのであります
が、今度の金融機關再建整備につきま
して、國が金融機關の資産の負債に足

○政府委員(伊原隆君) 私から御答へ
員から……
するるのは適當かどうか存じませぬが、
企業の資産の評価問題等に付きまして
擔當致して居りまするので、其の方だけ
けを御傳へ申上げます、企業の資産の
評價に付しましては、色々な理由で非
常に伸び／＼になりましたけれども、
最近具体的な案が決りまして、発表を

と云ふやうなことが可能な譯であります
す、併し今回の補償打切に依ります企
業の整備は日本の今後の産業を堅實に
致すと云ふことが主眼であります
で、色々議論の存したる所であります
す、企業體並に金融機關の資產の評價
は非常に堅實になつて居ります、從ひま
して公平か不公平かの論から言ひま
すと、色々な論があると思ひますが、

第二章 民族与区域

鎌山労働者でない労働者に付て、是が
癡疾年金を受けて居る場合、二十年を
超えた場合には癡疾年金として受取る
のでありますか、養老年金として給
付を受けるものでありますか
○政府委員(岩瀬繁一君) 二十年以上
勤めて居りましても、其の者が何等か

きまして、其の基礎を最終の三箇月間の報酬の平均に置くと云ふことに依りまして、上る部分は極めて少額でありまして、他の給付の諸點を計算致しますると、今回の改正に依りまして、多少保険料を下げる云ふことが出来るのではないか、斯様に考へて居ります。○子爵齋藤齊君 今回の改正に依りますて、舊まど去來を能く見こなつきまして、

らさる所を補ふと云ふやうなことになつて居るのであります。其の順位も、政府事業が第一順位、其の次が民間事業、各々是は第一封鎖、其の次が政府事業の第二封鎖、最後が民間事業の第二封鎖と云ふことになつて居ると云ふことであります。此の補償を致します上に於ては、資産の評價、或は負債の評價を致します。民間事業に於ては、民間事業による二種の其の事

致す段取になつて居りますけれども、其の見地は大體次に起ります産業の經營を堅實に致しますと云ふ意味で、非常な堅實な評價を取ることになつて居ります、企業の評價、資産の評價と申しますのは、繰返して申しますと、御存じのやうに昨年の秋に補償の打切と云ふことが行はれまして、其の結果補償の打切による員夫など云ふ風に居

企業の方へさう云ふ風な關係にて居ります、今御尋の政府の事業はどう云ふ風にどういう目的で評價致しましては、その私能く分りませぬので、其の點は他の政府委員から御答へ致することに致します、簡易生命保険の三分五厘、それから他の問題に付きましては銀行局の方に専門家が居りますので後程御連絡致します。

○政府委員(岩瀬繁一君) 御話のやうに改正後に於きまする障害年金は、從前の障害年金の額と比べますと随分多額になる場合もあらうかと思ひます、其の關係で保険料の方も、勿論細かく
ふ建前で居る譯であります
○子爵齋藤齊君 先程の御話に依りまして、最初の六年間に、即ち癱疾になつて最初の六年間に付ては、労働災害補償保険の給付を受け、其の後は厚生年金の給付を受けると云ふことになつて居りますが、其の厚生年金の給付に付きましては、從來の給付額よりも、今度の給付額は相當大幅に上つて來ると存じますが、之に對する保険料の値上りと云ふものは如何程のものであります
うか

○政府委員(岩瀬繁一君) 只今迄の厚生年金保険に於きましては、齊藤子爵も御承知のやうに、業務上と業務外の発疾に付きまして隨分區別を致しました、業務上に付きましては非常な優遇をして居る譯であります、處が今度勞働基準法に基きまして、業務上の障害給付に付きましては、補償保険の方で全部之を取扱ふと云ふことになりますので、厚生年金保険の方では、今迄のやうな業務上、外の區別をする、斯う云ふ譯にも參らぬ、斯う云ふことになつた譯であります、今迄は業務外に付きましては、一律に平均報酬の四箇月分と云ふものを障害年金として出して居ります、それから障害は、當金の場合には、同じく十箇月分と云

業であるとを問はず、同じペイシスに依るべきではないかと思ふのであります。尤も特に何等かの事情があれば是は別問題であると存じます、政府の事業であります所の簡易生命保険の負債の計算に當りますては、豫定利率を三分五厘でやつて居られる、然るに民營生命保険事業に於きましては之を三分でやつて居る、三分でやると三分五厘でやることでは負債の價値が三分でやつた方が大きくなるのでありますて、従つて、補償も大きくなると云ふことに相成ると思ひます、此の點民營事業と政府事業とを區別してやると云ふことに對して、如何なる理由があるのありませうか、其の理由に付て御尋したいと存じます

理をするかと云ふことと關聯を致すのであります。其の際に非常に澤山の評價益を申しますと資本金、それから資本金で賄ひまして足りないやうな場合には他人から借りて居る債務を企業體が棒引に致しますと、金融機關の貸出……金融機關から申しますれば貸出になりますが、其の貸出が倒れる、其の貸出が倒れますと、銀行に致しますと第一封鎖預金、保険に致しまして一定額以上の保険金があり、其の中から小額の預金並に保険金は之を保護しなければなりませんので、齊藤子爵の仰しまいましたやうに國家が之を補償する、斯う云ふやうな建前になつて居りまして、若し企業體並に金融機關の色々な資産の評價を非常にあまく致しましたやうな場合には非常に澤山出まして、それに依りまして補償打切の損失が相當消へてしまふ

○子爵齋藤齊君 資産の評價に當りますとして、不動産の評價を如何にするかと云ふことは相當の問題を生ずると存じます、相當の問題と云ふことは即ち中國の補償を多くするか少くするかと云ふ所に繋つて居ると思います、不動産の評價は過日の財產税の課稅の評價になつた額が恐らく適當であるのではないかと存じまするが、其の點大藏當局に於てはどう云ふ風に御考になつて居りますか

○政府委員(伊原隆君) 不動産の方は是亦今の政府企業の方の關係でござりますから、私適當かどうか分りませんが、企業再建の見地に於ける評價と云ふことに限定致しまして御答へ申上げます、先づ第一に企業體の方の問題に付きまして申上げたいと思いますが、企業體の不動産に付きましては、之を二つに分けて考へられると思ふのでありますて、第一は不動産に付きま

しては之を二つに分けて考へられると思ふのでありますて、第一は今後生産を繼續致しまするに必要な機械とか工場と云ふ風なもの、並にそれに対する土地と云ふ風なものでございますが、之に付きましては今後生産を繼續するに必要な固定資産に付きましては、先程申上げましたやうに出来るだけ今後の生産、經營を堅實に致します意味に於きまして、大雑把に申上げて、時價が非常に高くなつて居りましても、帳簿價格で評價をする、尤も細かく申上げますと、非常に償却を致して居りますやうな設備に付きましては、其の過當償却と申しますが、一定の標準以上に償却を致して居ります分は戻すこととを認めるのであります、原則と致しまして帳簿價格で評價を致すと云ふことに相成つて居ります、それから軍需會社等に於きまして、第二の種類と致しましては、もう今後生産に使はないと云ふ風な資産に付きましては、是は舊勘定に所屬をせしめて處分を致すことになりますが、是は現實に處分を致しました形に依ることに相成つて居ります、それから金融機關の方であります、是は實はまだ申上げる段階に至つて居りませぬで、關係方面と交渉中であります、それから金融機關の方であります、是は實はまだ申上げる段階に至つて居りませぬで、關係方面と交渉中であります、それ等の不動産に付きましても大體に於きまして企業體と同じやうな方角に今決まるやうな見込であります、之に付きましては色々金融機關に致しましても企業體に致しましても、ものを決めるのに時價は非常に高くなつて居りますので、それを帳簿價格で評價を致します場合には會社に非常な含み益が出来ます、然るに

拘らず會社は補償の打切の損失の爲に他人の資本を、借入金を棒引にするとか、第二封鎖を切るとか、場合に依つては國家が補償する、非常に堅實な評價をしながらさう云ふ風なことをするには不公平ではないかと云ふことは一面考へられるのでありますから、固定資産の面も繰返して申上げますやうに、今後の企業體及び金融機關が堅實な經營をなし得ますやうにすることが第一の眼目であるのでありますから、固定資産の評價に付きまして、其の原則として帳簿價格と云ふ風な方向に進んで居る譯であります。

○政府委員(伊原隆君) 後程保険會社の豫定利率に付きましては、先程申上げました銀行局の方がおいでになりますしてから申上げます、資産の評價の一般の問題に付きましては、齊藤子爵の御示しの通り、餘りに堅實過ぎると云ふことは、企業で言ひますと、債權者に迷惑を掛け、金融機關で言ひますと預金者、それに保険契約者、場合に依りましては國家が補償すると云ふことになりまして、非常に不公平な問題を生ずると云ふ點は、全く御示しの通りであります、そこで政府でも色々それ等の點を考慮致しまして、苦慮致した點が相當あるのでありまするが、色々な事情から今後生産を續けます企業體等の設備に付きましては、評價は出来るだけ低くすると云ふことで進むやうな方針になつて居るのであります、尤も申落しましたが、評價が非常に低いことに對しまする是正の方法と致しまして、第一點は先程申上げましたやうな、會社に依りまして、非常に澤山の償却を致して居りまする會社に付きましては、それを普通の償却の程度迄は戻して、それを、評價益を出して行けると云ふやうに致したのであります、もう一點は其の評價が非常に低い場合には、それを普通の償却の程度迄は戻して、それを、評價益を出して行けると申しますと、其の含み益を享受する

者が誰であるかと云ふことになる譯でありますので、それ等の不公平を是正致します爲に、評價を非常に低くしながら、例へば會社が非常な額の減資を致す、それで減資だけでは足りないで、銀行からの借入金を棒引ると云ふやうな場合に於きましては、減資と同時に適當額の増資を致させまして、其の増資新株の場合に依りましては、棒引をせられた債權者の債權を増資新株に振替へる、何と言ひましたら宜しうございませうか、或會社が、例へば三菱重工業なら三菱重工業が三菱銀行から金を澤山借りて居る、處が三菱重工業は今度の補償打切で非常に損失を受け、且評價額等も非常に低い爲に、實際はどうなつて居りますか知りませぬが、九割迄減資をして尙足りないので、三菱銀行からの借入金を半分棒引にしたと云ふ風な場合があつたと致しましたならば、三菱重工業は又直ぐ増資を致しまして、其の増資新株は三菱銀行の借入金が切られたのでありますから、其の借入金の一部を以て増資新株に振替へる、さうして其の銀行は其の含みの澤山ある株でありますから、時價は如何高くなるのでそれを賣りまして、第二封鎖の預金者に返して行く、それから不當に低くせられました爲に減資したやうな場合には、舊株にも増資新株を割當てると云ふ風なことを致しまして、評價が非常に低い爲に起り得る不公平を出来るだけ是正することに努力すると云ふことに致して居るのであります、尤も今申上げました説明の三菱重工業は其の儘残り得る會社かどうかは別であります、一例として申上げた譯であります

處置に當りますては、生命保險會社の支那に於ける資產は其の儘凍結されて居つて、是が第二封鎖に計上されて居りますて拘らず、負債の項目、即ち保險契約に關する責任準備金と云ふやうなものは、大體一萬圓以下のものに付しましては第一封鎖に立てられて居る、此の點片手落ではないかと云ふことに對しまして、過日大藏大臣に質問致しましたのでありまするが、之に對しては適當の機會に於て回答をすると云ふ御話でありますたが、其の回答は何時頃戴けますのでありますか

○委員長(男爵北大路信明君) 今政府委員と連絡して居るさうでありますから……

○子爵齋藤齊君 それでは其の間厚生省の方に伺つて見たいと思ひます、厚生年金に於きまして、從來は婚姻に對して結婚手當金が確かあつたと思ひますが、今回は之を外して居られるやうに見えますが、其の改正の理由及び處置に付て御話戴きたいと思ひます

○政府委員(岩瀬繁一君) 御答へ申します、結婚手當金は御話のやうに現行法では規定されて居りますが、脱退手當金の支給と同じやうに支給の條件と申しますか、三年以上被保險者であることが必要である譯です、處が實際女子の被保險者の勤続の平均の年數等調べて見ますと、三年の條件を付けると云ふことが多少無理ではないかと、斯う云ふことになりますと、何と申しますか、逆選擇を受ける、斯う云ふ虞もなし譯ではございません、勞々厚生年金保險法の中に結婚手當金なり或は既婚

女子の特別脱退手當金なり、斯う云つたものを加へますと、當初の趣旨が當時の結婚獎勵とでも申しますか、さう云つた考へ方に基いても居りましたし、斯う云つた種類の給付を長期保険である厚生年金保険の中の一つの給付の種類として置くことは如何であらうかと、斯様にも考へられますので、旁夷之を今回削除廢止致したいと斯様に考へた譯であります、處で廢止致しました後、處置でありまするが、從前女子被保險者と致しまして、結婚手當金なり何なりを對象の給付と見まして、それだけの保険料を納めて居る譯でもありますので、是は何等かの形で、謂はば還元さす必要があるのではなからうかと斯様に考へまして、さう云つた被保險者が將來脱退した場合に於きまして、普通の脱退手當金にて定の金額を加算致しまして、脱退手當金として支給したらどうかと、斯様に考へて改正案に其の内容を盛つて居る譯であります。

○子爵齋藤齊君 只今の御話で結婚手當金を設けた當時の事情に付て多少御

話があつたのであります、是は確かに委員會に於きました議會の委員會

ではありませぬ、厚生省の委員會に於きました際には斯う云ふものを持ち出されたのが斯う云ふものを作つて來

て、餘り慎重な調査が出來て居らなかつた、從つて御話のやうに、女子は早く脱退する者が多い、之に對して年金を受取るやうな保険料を、高額の保険料を女子から取つて置いて、さうして年金が餘り付かない、さう云ふ女子に對して何等かの形で保険料の割戻をし

たらばどうかと云ふやうな考が、結局御話のやうな結婚獎勵とか云ふやうな時考へたいと、斯様に考へて居ります。一般的空氣とも同調しまして、結婚手當金と云ふものは出て來たのだらうと私は思つて居ります、併し今御話のやうな後始末であります、其の後始末に對しては、今の御答辯ではまだ確定して居ないのぢやないかと云ふやうな氣が致しますが、其の點は如何なものでありますか、廢止の後始末であります。

○政府委員(岩瀬繁一君) 改正案の内

容と致しましては、勿論確定致して居

る譯であります、過去に於きました

只今御話のやうに、女子に付きまして

男子と同率の保険料を取る、是は年金

給付を受ける機会の稀な、少い女子

に對しては過重な負擔となる譯であり

ますが、其の過重な部分を結婚手當金

なり、何なりの方へ廻して行く、御話

の通りであります、其の部分を今迄さう云つた過重な負擔をして居つた

長さの期間とそれから改正法施行後、

即ちそれが元金になりまして運用さ

れ、運用利子を生ずる、改正法施行後

の期間と双方睨合せまして、一定の金

額を普通の脱退手當金に加算を加へ

て、脱退手當金として支給したい、斯

様に考へて居ります、先程ちょっと申

落しましたが、女子に付きましてさう

云つた特別の給付を認めました一つの

理由、齋藤子爵の御指摘の通りの點も

ありますて、今後結婚手當金と云ふも

のを廢止致しますれば、今後の女子に

對する給付は全く他の男子被保險と同

様にもなりまするし、從つて女子に付

ては年金給付を受ける機會が實際問題

として少い、斯様な點も考へ併せまし

て、保険料を男子被保險者に比べます

るとつと引下げる、斯様に考へて處置致したいと、斯様に考へて居ります。○子爵齋藤齊君 只今の御話で能く分りましたが、私の伺ひたいのは、給付に加算が付いたものがある、それは此の参考資料の中になつてあるのであります、其の點を伺ひたいと思つて……

○政府委員(岩瀬繁一君) 本案の、健

康保険法の一部を改正する等の法律案、其の法案の二十五頁第七條が御話の點を規定した條文でありまするが、

○政府委員(岩瀬繁一君) 本案の、健

康保険法の一部を改正する等の法律案、其の法案の二十五頁第七條が御話

の點を規定した條文でありまするが、

○政府委員(岩瀬繁

が、被保険者が長かかれ短かれ年に一回は健康保険を利用して診療を受けると云ふ状況に迄なつて居るのであります。参考に申上げますが、一番健康保険が盛んであつた時代と申しますか、寧ろ濫診濫療と云ふ風に、餘り利用率が多過ぎると云ふ風に非難された時代が昭和十五年であります。其の率が二回半づつ、一年間に長かれ短かかれ健康保険に依つて掛つて居ると云ふやうな率が出て居るのあります、其の率にはまだ程遠い譯であります。當時は被保険者が二回半づつ、一年間に長かれ短かかれ健康保険に依つて掛つて居ると云ふ點を第一に申上げたいと思ふのであります。それから政府と致しまして健康保険の運営に付きまして留意して居る點を二、三申上げて見たいと思ふのですが、先づ第一に何と申しましても健康保険の運営がうまく行つて居らないと云ふ理由の一つは、醫師に對して適正な診療費を拂つて居らない、醫師が納得するだけの診療費を支拂つて居らないのではないかと云ふやうな點がある譯であります。此の點に付きましては各府縣に醫療報酬の算定に關しまする委員會を設けまして、其の委員會の中に醫師の代表、労働者の代表、事業主の代表と云ふ各方面の代表を入れまして、納得の上で診療報酬の單價を決める、適正な診療報酬を決めると云ふ風に此の三月から致して居りまするし、それからもう一つの健康保険の運営に付て思はしくない點と從來言はれて居りました點であります。が、醫師が健康保険の診療をしようと思つても薬品がない、衛生材料が入らない、所謂閑値で貰はなければ薬品、若しくは衛生材料と云ふものが入らない、從つて健康保険のやうな公定價格で診療する譯には参らな

い、斯う云ふ非難があつた譯であります、此の點に付きましても關係方面と折衝致しまして、國の生産、國家の總ての方面が生産をする醫薬品、若しくは衛生材料の生産額の一定量を保險實績に應じて、即ち健康保險の診療をしただけに應じて配分をする、配給をすると云ふやうな途も講じて參りたいと存じて居ります、其の外健康保險の運營の癌となつて居りまする診療報酬の支拂が遅いことであるとか、或は健康保險に依る診療報酬の手続きが煩瑣であると云ふやうな各種の點もござりますが、それに付きましてはそれへ適切に對策を講じまして、健康保險の運營を萬全にやつて行きたいと云ふ風に考へて居ります。

力防止されまして、此の被保険者の保護と云ふ方面に廻して戴きたいと云ふ風に感する次第であります、尙厚生年金に於きましては、被保険者たりし期間が二十年なれば實際の年金給付は貰へないと云ふことであります。此の點の事務は頗る煩瑣なものがあるからうと存する次第であります、例へば二十年経つて果して其の人間が二十年間被保険者であつたかどうかと云ふことを確認すると云ふやうな點に對しても、可なりな困難があるのでないかと云ふ風に考へられるのであります。が、此の點どう云ふ風になつて居りますか、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩瀬繁一君) 被保険者の被保険者期間がどれだけであつたとか、或は其の間の標準報酬、色々な給付の基礎になります標準報酬がどう云ふ風になつて居るかと云つたやうな點を明かにする爲に、謂はゞ被保険者の戸籍簿とでも言ひました被保険者臺帳をそれべく整備を致して居る譯であります、現在では之を各府縣廳に於きまして、調整整理をして居る状態でありますが、唯臺帳を作つて整理するだけ、斯う云ふことでありますと、例へば甲の勞働者が、東京の或工場に勤めて、其の間資格を取得して居つた、其の者が大阪に勤めて大坂の工場に勤め、大阪で又資格を得た、東京の臺帳にも、大阪の臺帳にも載つて居る、雙方で十一年づゝ載つて居ないと云ふやうなことにもなりますので、其の邊を出来るだけ重複を避ける意味で、臺帳の整理、保管、調整と、又別に只今索引の事務をやつ

だけ同一の人に付きまして、臺帳が重複しないやうに、半面から申しますれば、同一の被保險者に付ての被保險者の運營の根本でありますので、今後とも臺帳の整理なり、其の保管に付きましては、出来るだけの努力を致して参りたい、斯様に考へて居ります。○委員長(子爵北小路三郎君) 齋藤君に申上げますが、今銀行局長が御見えになりましたから、銀行局長にちよつと御答を御願ひ致したいと思ひますか……○子爵齋藤齊君 どうぞ……○政府委員(福田赳夫君) 何か大臣が公約をされて居ると云ふことでありまするが、私まだ大臣から伺つて居りませんので、公約をされて居りますることに付きましては、大臣に聽きまして、成るべく速かに御答へ致したいと思ひます。

○子爵齋藤齊君 先達で豫算委員會に於きまして公約されたことでありますのが、問題は保險會社の在支契約、昭和十八年の四月以降、中國に於けるインフレが盛になりましたので、中國からの圓の送金を禁止されました結果、中國に於て契約したものに對する保險料と云ふものは中國に殘つて居りますが、是が結局は中國の通貨建になつて、中國に殘つて居る譯であります、然るに契約は圓建で契約になつて居りまして、是は内地の保險會社の本店契約として存續して居る、而も金融機關再建整備の關係に於きましては、大體

一萬圓以下が新勘定になつて居る、然るに只今申しました中國に残つた資産は第二勘定に残つて居る、従ひまして此處に片手落なことが起つて居るのであります、此の關係に於て保険會社の今後の活動を相當懸念すると云ふ結果にもなるのであります、此の點に付きまして大藏大臣に伺ひました次第であります、尙先程來伺つて居りますることは、金融機關再建築整備に於きまして、あの、補償をする金額が百億圓と云ふことを豫想されて居ります、而して此の百億圓を使ふ順位は、政府事業の第一封鎖、次が民間事業の第一封鎖、其の次が政府事業の第二封鎖、其の次が民間事業の第三封鎖と云ふことになつて居る、而して此の補償システムで行くべきものぢやないかと思ふのです、若し假にベースを異にするものが有るならば、相當の理由がなければならぬと思ふのであります、例へば簡易生命保険に於ける費定利率が三分五厘になつて居る、民間の所謂民營生命保険は之を三分として居る、此の三分と三分五厘の間に五厘の開きがあると云ふことは、是は相當の理由がなければならないと思ふのであります、御承知の通り三分五厘で計算致しますのと、三分で計算致しますのとでは、負債の勘定に相當の開きが出て来る、從つて是は結局政府の補償と云ふ所に關聯を持ち、結局は國民經濟に壓迫を來すと云ふことになるのでありますから、此の點を御説明戴きたいと思ひ

ます

○政府委員(福田赳夫君) 保険の只今仰しやる三分と三分五厘の問題でありまするが、色々な角度から検討致しまして利害得失がある譯であります、御説の通り三分と云ふことに致しまする結果、國家補償が多くなると云ふやうなことになりまするが、三分と云ふことを只今決めて居るのであります、此の三分に決めるに付きましては、業界の意向を聽く必要があらうと云ふので、業界全體の意図を尋ねた譯であります、然る處總ての業界が一致致しまして左様な三分と云ふやうなことを希望して居ると云ふ要請に基きまして、大藏當局と致しましては只今三分と云ふことに決めて居る譯であります、併し仰しやいます通り、今回の補償の金額にも此の利率が非常な關係を持つて居る、それから最近の金利の關係等もあります、是は三分と今決つて居りますが、私共必ずしも之を固執すると云ふ態度は執つて居りませぬ、業界等とも能く相談致しますし、又今後の金利の趨勢等も能く參照致しまして十分考慮致したいと思ひます。

○子爵齋藤齊君 業界が三分を適當と認めると云ふことは、是まあ當然のことだらうと思ひます、私の伺ひたいのは、政府として國の方は三分五厘で宜いんだ、民間事業の方は三分で宜いんだと、さう云ふ風な見解を御持ちになります基礎は何處にあるかと云ふこと承りたいと思ふのであります、唯民間會社の方から要請したから三分で宜いんだと云ふことでは、是は理由にならないのぢやないか、同じベーシスに依るべきものなんぢやないか、是は何か外の理由があつて、政府は、政府

事業は三分五厘で宜いんだ、民間事業は其の理由に基いて……三分で宜い

事の點だと云ふ風に考へて居ります、從つて此の三分五厘と民間の三分との間

に付きますは、今後の保険會社の基礎を成るべく堅固に致したいと云ふ御話であります、然る處總ての業界が一致致しまして、御説の三分と云ふことを只今決めて居るのであります、此の三分に決めるに付きましては、業界の意向を聽く必要があらうと云ふので、業界全體の意図を尋ねた譯であります、然る處總ての業界が一致致しまして左様な三分と云ふやうなことを希望して居ると云ふ要請に基きまして、大藏當局と致しましては只今三分と云ふことに決めて居る譯であります、併し仰しやいます通り、今回の補償の金額にも此の利率が非常な關係を持つて居る、それから最近の金利の關係等もあります、是は三分と今決つて居りますが、私共必ずしも之を固執すると云ふ態度は執つて居りませぬ、業界等とも能く相談致しますし、又今後の金利の趨勢等も能く參照致しまして十分考慮致したいと思ひます。

ます

昭和二十二年五月十四日印刷

昭和二十二年五月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局